

# 令和3年 秋の目黒区交通安全運動 推進要領(案)

期間:9月21日(火)~30日(木)

## 運動の目的

目黒区の交通安全対策は、令和3年5月に策定した「第10次目黒区交通安全計画」に基づき推進しているところですが、春と秋の年2回、全国交通安全運動にあわせて本区におきましても運動を実施しています。この取組は、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

## 東京都スローガン「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」

### 運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 3 自転車の安全利用と交通ルール遵守の徹底
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止

### 運動の進め方

各実施機関は相互に連携し、それぞれの所管及び地域の実態に応じて、交通事故の防止に向けた組織的な取り組みを行う。

#### 運動の重点1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 子どもは大人の行動を見ています。親や周囲の大人が交通ルールを守り、お手本となりましょう。</li><li>◆ 子どもに対して「なぜ危ないのか」などを具体的に教え、交通ルールを守ることの大切さについて話し合い、交通安全意識を高めましょう。</li></ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 歩行中児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)を踏まえて、安全運転に心掛けましょう。</li><li>◆ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど)を踏まえて、安全運転に心掛けましょう。</li><li>◆ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践しましょう。</li></ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 体調の優れない時は運転を控えさせるなど、安全運転に心掛けましょう。</li><li>◆ 加齢による「心身の変化」が、交通事故を招くことが多くあることを周知し、高齢運転者に対する交通事故防止策を推進しましょう。</li><li>◆ 「ゾーン30」等による低速度規制や通学路等の交通規制を再度確認し、必要に応じて通勤経路を変更しましょう。</li></ul>

#### 運動の重点2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 夕暮れ時や夜間は、相手側に自分の位置を知らせることで、交通事故を防ぐことができます。明るく目立つ服装を心掛け、自転車のライトの点灯や反射材用品を身につけて、「自分の存在をアピール」し、交通事故を防ぎましょう。</li></ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 夕暮れでも、自転車・車ともに早めにライトを点灯し、車が近づいて来ていることを他の車両や歩行者に知らせましょう。</li><li>◆ 夜間の対向車や先行車がない状況では、ハイビームを使用し、十分な安全確認を行いましょう。</li></ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 警察署や自治体と連携して、反射材を活用した交通安全教室などを開催し、反射材用品の有効性の理解を広めましょう。</li><li>◆ 従業員に対し、夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起を徹底しましょう。</li></ul>

運動の重点3 自転車の安全利用と交通ルール遵守の徹底	
家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車を安全に利用するために、日頃から自転車を点検・整備しましょう。</li> <li>◆ 自転車事故の被害者・加害者にならないために、交通ルールを遵守させましょう。</li> <li>◆ 幼児を幼児用座席に乗車させる際は、乗車用ヘルメットやシートベルトを着用させるなど、幼児二人同乗用自転車を安全に利用しましょう。</li> <li>◆ 目黒区では令和2年10月より自転車保険の加入が条例により義務化されています。万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。</li> <li>◆ 自転車を利用する際は、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車を利用する際は、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。</li> <li>◆ 自転車も車の仲間です。信号遵守や一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーを遵守し、交通事故に遭わない、起こさないよう注意しましょう。</li> <li>◆ 自転車通行空間（自転車ナビマーク等）が整備された場所や交差点であっても、自動車や歩行者に十分注意するなど、交通ルールを守りましょう。</li> <li>◆ 夕暮れでも早めにライトを点灯し、自転車が近づいて来ていることを車や歩行者に知らせましょう。</li> <li>◆ 「自転車安全利用五則」を実践して、交通ルールを遵守し、交通事故に遭わない、起こさないよう注意しましょう。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車乗用中のスマートフォン使用や交差点での安全不確認など、事故につながる危険行為をしないよう指導しましょう。</li> <li>◆ 自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対し交通ルールの遵守を呼び掛けましょう。</li> <li>◆ 警察署や自治体と連携して、交通ルール・マナーの習得と交通安全意識の向上に努めましょう。</li> </ul>

運動の重点4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶	
家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アルコールの運転への影響や飲酒運転の罪の重さを再確認し、飲酒運転は悪質な犯罪であることを認識しましょう。</li> <li>◆ 車を運転することをしながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。絶対にやめましょう。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。</li> <li>◆ 二日酔いでも飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。</li> <li>◆ 自転車も飲酒運転禁止の対象です。</li> <li>◆ 妨害運転の悪質性・危険性と罰則について確認しましょう。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 警察署と連携した講習会の開催など、飲酒運転が悪質な犯罪であることを指導しましょう。</li> <li>◆ 運行前には、二日酔いを含めて運転者の体調を確認するなど、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。</li> <li>◆ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用を促進しましょう。</li> </ul>

運動の重点5 二輪車の交通事故防止	
家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 二輪車での無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけるとともに、交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交差点を通過する際には、安全確認をしっかり行いましょう。</li> <li>◆ カーブの手前では十分に速度を落としましょう。</li> <li>◆ ヘルメットのあごひもをしっかり締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。また、身体露出が少なくなるよう長袖・長ズボンを着用しましょう。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 警察署や二輪車販売店等と連携して、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。</li> <li>◆ 車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。</li> </ul>

各機関・団体における個別推進事項の例示

担当機関・団体		推進事項（例示）
各機関・団体共通事項		1 新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえて交通安全運動を推進
目黒区	(都市整備部)	1 自転車用ヘルメットの購入補助 2 交通安全標語の作成を通じた、安全意識の啓発 3 区報・ホームページ・ステッカー等による広報活動の実施 4 地域での交通安全行事を側面から支援 5 幼児、児童、高齢者等に対する交通安全教育の実施 6 地域の交通安全組織の活性化の支援 7 自転車の正しい乗り方と運転マナーの向上、点検・整備の啓発 8 自転車利用時のヘルメット着用の啓発 9 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発 10 自転車等放置禁止区域における放置自転車防止の啓発 11 放置自転車の整理・撤去 12 商店等の道路不正使用の是正指導及び区道のパトロール強化 13 路面、安全施設、道路標識・標示の点検整備 14 工事箇所の交通対策・保安施設の点検 15 工事業者に対して、道路工事に起因する交通事故の防止と安全な道路環境の確保についての指導 16 運転中の携帯電話等使用禁止の啓発 17 関係機関との連絡調整 18 自転車走行環境の整備
	(その他の部局)	1 運転職員への交通安全の啓発 2 二輪車・自転車利用職員への交通安全の啓発 3 高齢者に対する交通安全の普及啓発 4 保育園・学童保育クラブにおける交通安全教育の実施 5 保育園・幼稚園への保護者に対する自転車の安全利用への啓発 6 ごみ集積所周辺の安全点検 7 清掃事務所内での交通安全講習会の開催と委託業者への協力要請
目黒区教育委員会		1 区立幼稚園、こども園、小・中学校における交通安全指導の実施及び啓発 2 自転車の正しい乗り方と運転マナー向上の啓発
目黒警察署 碑文谷警察署		1 交通安全施設・道路環境の点検整備 2 幼児、児童、高齢者等に対する安全教育の実施 3 自転車の正しい乗り方と運転マナー向上の推進 4 危険・迷惑な走行自転車の取締りの実施 5 自転車利用時のヘルメット着用の啓発 6 原付・二輪車実技教室の実施 7 二輪車運転者のプロテクター着用の啓発 8 暴走族の取締り強化 9 未組織運転者講習会の実施 10 安全運転管理者講習会の実施 11 飲酒運転、無謀運転、運転中の携帯電話使用等の事故に直結する各種違反の取締り 12 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発と指導・取締り 13 放置車両の指導・取締り 14 道路不正使用の指導・取締り 15 交通渋滞解消対策の推進 16 工事業者との連絡会議による安全な道路環境の確保

担当機関・団体	推進事項（例示）
目黒消防署	1 地域・事業所等に対する応急救護知識・技術の普及啓発 2 出張所におけるポスター等の掲出
東京都第二建設事務所	1 路面、安全施設、道路標識・標示の点検整備 2 商店等の道路不正使用の是正指導
目黒交通安全協会 碑文谷交通安全協会	1 運転者講習会の開催 2 交通安全行事に対する協力要請 3 交通パトロール及び街頭指導 4 自転車の正しい乗り方と運転マナー向上、点検・整備の啓発 5 自転車利用時のヘルメット着用の啓発 6 二輪車運転者のプロテクター着用の啓発 7 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発 8 放置駐車や交通渋滞解消の呼び掛け 9 道路不正使用自粛の呼び掛け 10 運転中の携帯電話等使用禁止の啓発
各運送機関	1 各事業所の運転者への交通安全の啓発 2 自動車の運転マナー向上の推進 3 シートベルト着用の徹底 4 運転中の携帯電話等使用禁止の啓発
住区住民会議 町会・自治会 P T A その他	1 街頭等における自主的な交通安全活動の推進 2 運転者講習会参加の呼び掛け 3 交通安全のつどい等の参加の呼び掛け 4 道路不正使用自粛の呼び掛け 5 関係行政機関との連携による各種交通安全行事の推進 6 自転車の正しい乗り方と運転マナー向上の推進 7 自転車利用時のヘルメット着用の啓発 8 二輪車運転者のプロテクター着用の啓発 9 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発 10 運転中の携帯電話等使用禁止の呼びかけ

### （実施機関）

目黒区、目黒区教育委員会、目黒区議会、目黒警察署、碑文谷警察署、目黒交通安全協会、碑文谷交通安全協会、目黒消防署、東京都第二建設事務所、目黒区町会連合会、目黒区住区住民会議連絡協議会、目黒区商店街連合会、目黒区立小学校長会、目黒区立中学校長会、東京私立中学高等学校協会第七支部、目黒区私立幼稚園協会、目黒区立小学校PTA連合会、目黒区立中学校PTA連合会、目黒母の会、目黒消防団、目黒防犯協会、碑文谷防犯協会、目黒防火防災協会、目黒危険物安全協会、目黒区社会福祉協議会、目黒区婦人団体連合会、目黒区シルバー人材センター、目黒区老人クラブ連合会、目黒区民生児童委員協議会、目黒区保護司会、目黒区障害者団体懇話会、目黒法人会、めぐろ青色申告会、目黒区納税貯蓄組合連合会、目黒区産業連合会、東京都トラック協会目黒支部、東急バス株式会社、東急電鉄株式会社、東京都個人タクシー協同組合目黒第一支部、南進貨物事業協同組合、目黒陸運事業協同組合、目黒区国際交流協会、東京都自転車商協同組合目黒支部、特定非営利法人目黒体育協会（順不同）

### 目黒区交通安全協議会事務局

目黒区都市整備部土木管理課交通安全係

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

目黒区総合庁舎本館6階

電話 5722-9442(直通)